

平成29年 第6回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成29年5月25日(木)

平成29年 第6回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成29年5月25日(木) 午後3時30分～
- 2 場所 小林中央公民館 2階 集会室
- 3 出席委員 槇健一郎 大部菌智子 椎屋芳樹 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 日高智子 深田利広 大山和彦
(調整職員) 川俣洋寿

5 議事

(議案)

議案第39号 平成29年度小林市奨学生の決定について

議案第40号 平成29年第2回市議会定例会(6月議会)の議決を経るべき議案の
原案の決定について

議案第41号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 TENAMUビル公共スペース管理規則について

議案第43号 小林市地域との協働による新たな学校モデル研究協議会設置要綱の一部改
正について

6 会議内容

開会 15:30

槇委員長 こんにちは。ただいまより平成29年5月25日付小林市教育委員会告示第
7号で招集されました第6回小林市教育委員会定例会を開催いたします。
さっそく、議事に入りたいと思います。

議案第39号平成29年度小林市奨学生の決定について、お願いいたします。

山下教育部長 それでは、議案第39号平成29年度小林市奨学生の決定について、教育委
員会の承認を求めるものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

29年度奨学生につきましては、4名の申請がありました。去る5月10日
に奨学生選考委員会を開催いたしました。選考委員については、中学校の校
長先生1人、それから小林高校、小林秀峰高校の校長先生並びに知識、経験
を有する方として主任児童民生委員の方1人と小林市生活自立支援センタ
ー長の5名であります。

選考基準につきましては、4ページの中ほどにあります。学業成績、人物、

健康、家庭状況ということで審査をいただきました。その結果、3ページにあります4人の申し込みの方が全員推選ということで決定をいただきました。

それぞれの主な理由をご覧のとおりなんですけれども、本日はこの別紙の資料を準備いたしました。別紙の資料をご覧ください。これにつきましては、選考委員会にかけた資料になります。

1ページにつきましては、この方は、私立の高校に1年生として今進学されております。高校進学後も文武両道で頑張りたいということで、申請がありました。

2ページをご覧ください。

2ページの方につきましては、専門学校に進学をされております。今1年生です。両親の経済状況を考えて申し込みをしたというふうに希望する理由が書いてありました。将来、資格を取得したいということで申請がありました。

3ページになります。

この方については、大学の薬学部ということで、大変成績優秀な方なんですけれども、薬学部のため6年間で年間200万円以上の学費がかかって、自宅外通学のため生活費も必要となるということで、アルバイトもする余裕がない、学業に専念したいということで奨学金の申請があったところです。

最後に、4ページになりますが、この方は、短期大学に進学されております。

この方は保育士になるということで、両親から仕送りが生活費として少ししかできないということで、実習などの練習が多くてアルバイト等も長くは続けられないものがないということで申請が上がっております。

所得の状況についてはこの別表のとおりなんですけれども、選考委員会では、申請の理由などに問題なく適ということで判定をしていただいたところです。

以上です。

槇委員長 ありがとうございました。

何かご質問ないでしょうか。ないようでしたら、ご承認いただけますか。

中屋敷教育長 いいですか。

槇委員長 はい。

中屋敷教育長 これは、部長が説明したとおりなんですけども、今、国の流れとか議会で話題になるのが貸与型から給付型というふうな移行についてです。学びたいけど学ばせられない子どもの支援についてです。

昨日、環霧島の教育長会が霧島市でありました。霧島市は今まだ模索中ということですが、霧島に帰ってきて、住んで、そして企業に勤めて何年かしたら返済は要らないとか、そういうようなことをしないと、これからは定住しないのではないかというような話題も出ました。今回の議案は貸与型の承認ということでこれでいいとは思いますが、今後小林としてどうしていくのかということと、これまで貸与した人との不平等感が出てきますので、給付に急にシフトすると、そうしたときにどういう条件が必要になってくるのかとか、そういうものがこれから必要になってくるのかなという感じはいたしました。

槇委員長 ありがとうございます。

給付型も検討されていくんでしょうね、今から、全国的な視点から見ると。

中屋敷教育長 国が大学まで無償というふうになれば、特にそのような話になると思うんですけど。

槇委員長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご承認いただけますか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第40号平成29年第2回市議会定例会の議決を経るべき議案の原案の決定について、お願いいたします。

日高社会教育課長 議案第40号、小林市議会定例会で議決を経るべき議案の原案について、教育委員会の承認を求めます。

まず初めに、社会教育課から説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

今回、江南跡地に建設中のTENAMUビル公共スペースの開設に伴う施設運営、整備等の経費を計上したところでございます。

主なものといたしまして、歳入については9ページから12ページ、貸し館使用料、生涯学習講座等の個人負担金、また、補助率が総事業費の3分の2

であります県の持続可能な地域づくり応援事業補助の申請を目指しておりますので、それが歳入として入ってくる予定額も計上しております。

また、13ページから15ページに書いた歳出といたしましては、主なものといたしまして、施設の運営委託料につきましては、スタッフ、パート等の人件費などの経費、またスタッフの駐車場等が含まれます。それから、借上料といたしましては、2階の入居に伴う建物の借上料、家賃と共益費に消費税を加算した分、それから生涯学習の備品整備、まちなかライブラリーの整備、木育スペース整備など、生涯学習事業に伴う備品一式を計上しております。

詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

以上、社会教育課からの説明です。

深田スポーツ振興課長 16ページ、17ページになります。スポーツ振興課でございます。

今回は、1月にスポーツ振興くじ助成金の申請を行ってございました。この内示が4月にありまして、480万円をいただけるということで、今回予算を計上したところでございます。

19ページをご覧いただきたいと思います。

今回は、トランポリンの台を2台と床マット、こちらのほうを17枚、それとスポッターマット6枚を購入するための備品購入費を計上いたしました。トータルで993万円を計上いたしております。

なお、今年度、10月20日から22日になりますが、小林の市民体育館で全日本トランポリン選手権大会が開催を予定されております。こちらのほうで機具等の台数がどうしても足りないということで、現在2基あるんですけど、今回、あと2基導入をさせていただきたいということで予算を計上したところでございます。

スポーツ振興課は以上です。よろしく申し上げます。

楨委員長 ありがとうございます。

何かご質問ないでしょうか。

中屋敷教育長 確認ですけども、床マットとスポッターマットの違いは何か。

深田スポーツ振興課長 床マットにつきましては、台があるんですけど、台の周りに敷くちょっと分厚目のマットでございます。スポッターマットというのは、選手が

飛び上がるんですけど、いざ飛び上がって万が一、台のほうから落ちたときに差し込むようなマットでございまして、安全確保のためのマットになります。

中屋敷教育長 4基あったときに2、2、2、2で8、6というのは中途半端な数かなと。全国大会で4基使うとすれば、2枚ずつ何かあったときのマットとかを配置すれば8枚要る。6枚という数字は何ですか。

深田スポーツ振興課長 6枚につきましては、4基使って、4基分を6台のマットで右に行ったり左に行ったりということで差し込むような感じになろうかと思っております。

中屋敷教育長 2基に渡って使うという格好ですかね。

深田スポーツ振興課長 はい、そうです。

中屋敷教育長 わかりました。同時にすることはないということでもいいんですか。

深田スポーツ振興課長 そうですね。以前2基導入をさせていただいているんですけど、そのときには本体だけを購入しておりまして、床マットとかスポッターマットの購入がございませんでしたので、今回このような形で予算を計上したところでございます。

以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

中屋敷教育長 このトランポリンは、今度の10月の全国大会に向けて今整備に努めています。体操の白井選手とか内村選手なんかトランポリンから体操に移行したので、秀峰高校は新体操がありますので、このトランポリン競技のジュニア層をふやしていけば、もう一回新体操というものの大きな流れができるという見込みもあります。今、整備をしているところなんですけど、全国大会が終わって終わりじゃなくて、これを契機にいろんな体操へ持っていこうという考えは持っているということでもあります。

槇委員長 他に質問ないでしょうか。

大部菌委員長職務代理者 いいですか、関連で。

槇委員長 はい、どうぞ。

大部菌委員長職務代理者 その全国大会というのは何チームぐらい来るかは、わからないですか。

深田スポーツ振興課長 現段階で具体的な参加者等は把握はしていませんけど、今回の全日本選手権につきましては、日本のトップレベルの選手が日本一を争う大会でございますので、例えば、リオオリンピックで4番、5番で惜しくもメダルは逃したんですけど、そういうもう一線級の方々にお越しいただくという事は聞いております。九州チャンピオンの方でもその大会自体に参加ができるかどうかわからないようなレベルの高い大会になるということで伺っております。

大部 菌委員長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

榎委員長 ほかに何かご質問ないでしょうか。

椎屋委員 多分過去には十分説明がなされたんだろうと思いますが、このTENAMUビルのイメージがちょっと湧かないんですが、社会教育関係事業と公民館でやる、それとこのビルで行う事業との関連はどんなふうになるのか、全く別物なのか。

日高社会教育課長 例えば公民館で実施している事業というのは、行政が主体となって市民のニーズに合った講座等教育の提供を行っているところなんですけど、特に大人の方が対象で参加をされております。

TENAMUビルで実施する事業については、市民や活動団体が主体となって活動計画を立てたり事業実施に参画できるものとして、公民館学習からの発展、それから自主学習への展開、またはカルチャースクール的な受講料を講師の収入として授受できるような講座の開催も可能というような活動をしていきたいと、そして子育て世代、子どもたちも参加できる生涯学習事業も推進していくというような施設にしていきたいというふうに考えております。

椎屋委員 ありがとうございます。

榎委員長 ほかに何かないでしょうか。(なし)

それでは、第40号議案、ご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

榎委員長 議案第41号公の施設に関する条例の一部を改正する条例について、お願いいたします。

日高社会教育課長 議案第41号公の施設に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

21ページをお開きください。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例（案）といたしまして、公の施設に関する条例の別表に次のように加えるということで、名称、TENAMUビル公共スペース、設置目的等のところに市民の生きがいや活躍の場を創出するための施設、位置は小林市細野1897番というものを加えていきます。

附則といたしまして、施行の期日、1、この条例は、平成29年12月29日から施行するを修正していただきたいんですけども、平成30年1月5日から施行する。12月29日に初めはしておったんですが、実は工期が12月28日になっているということから翌日から施行期日にしていたんですけども、実際29日から休館日にするというのもありまして、実際の開始の施行を1月5日からにしたほうが望ましいのではないかとということで、今のところ修正を5日にかけてというふうになっています。

それから、2番、小林市使用料の徴収に関する条例の一部を次のように改正するというので、市有財産の利用に対する使用料の第2条なんですが、ここに38番目、TENAMUビル公共スペースというものをつけ加えます。そして、別表第1に次のように加えるということで、TENAMUビルにあります各部屋の使用料を、午前10時から5時まで、それから午後5時から9時までの1時間当たりの単価を追加したということになっております。

備考につきましては、冷暖房装置を利用するときの加算、それから特別の電気施設等を利用したときの加算、許可を受けた時間を超えて利用したときの加算、それと利用時間帯以外の使用に関する事、利用時間帯が1時間に満たないときは1時間とみなすというような内容を追記したところでございます。

説明については以上です。よろしくお願いたします。

榎委員長 何かご質問ないでしょうか。

大部 薫委員長職務代理者 調理室の使用料が安いんですが、これはほかの多目的室と比べてどのような判断で値段が安くなっているのでしょうか。

日高社会教育課長 この貸し館使用料の単価の基準なんですけども、ほかの公の施設の面積当たりの単価を基準に積算をしたところでございます。

調理室に関しましては、公民館の単価を基準に面積で割った数字にしているんですが、施設が新しいということで少し加算をしております。

大部 薫委員長職務代理者 若干これよりも安いということですね。

日高社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 ちょっと確認してもいいですかね。

榎委員長 はい。

中屋敷教育長 2階のスペースの間取りがまだイメージが多分できないと思うんですけど、簡単に言えば、会議室みたいな生涯学習ができるような3つ部屋があるんですね。それが多目的1、2、3でいいですよ。

日高社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 今度は交流スペースで結構広いところがあって、この横に調理ができる部屋があると、これが全体だというふうに見ればいいんですけど。多目的室は生涯学習とかをするので、そこをカルチャータンクにする人たちがお金を払ってするのはわかります。

交流スペースに図書館とかライブラリーとかを設置したりする予定ですよ。

日高社会教育課長 はい。

中屋敷教育長 そうしたときには、例えば高校生とか子どもが来たときでもフリーでお金を払わずに見れるわけですよ。設置をした人がお金を払う、でもその設置するのは、という話なんですね。どういう仕組みになっているのか、この交流スペースはちょっとわからないんです。

日高社会教育課長 交流スペースについては、一応まちなかライブラリーという形でそこを使用することにはしているんですが、中のスペースにある備品等については全て可動式にして、何かイベントをするときには動かせるような部屋になっております。

そこのスペースを例えばいろんな各団体の方がコンサートをしたいので自分たちで使わせてくださいといったときの使用料です。個人的にここを利用する場合だったりとか、個人的というのは、自由に入って高校生が時間を、

試験等の学習とかをやったりとか、うちがイベントをする会場にするときには使用料は取りません。

中屋敷教育長 わかりました。通常は取らないということで、何かイベントで借りる人が払うということでいいですか。はい、わかりました。

槇委員長 何かご質問ないでしょうか。(なし)
それでは、議案第41号公の施設に関する条例の一部を改正する条例について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第42号TENAMUビル公共スペース管理規則について、お願いいたします。

日高社会教育課長 議案第42号、TENAMUビル公共スペース管理規則の制定について教育委員会の承認を求めるものでございます。

24ページをお開きください。

お手元の資料に基づいて主な項目のみ説明をさせていただきたいと思えます。

TENAMUビル公共スペース管理規則(案)といたしまして、趣旨、第1条、この規則は、公の施設に関する条例に定めるTENAMUビル公共スペースの管理運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条、管理、公共スペースは、教育委員会が管理する。

業務としまして第3条、公共スペースで行う業務は次のとおりとする。(1)生涯学習の推進に関すること。(2)子育て支援の推進に関すること。(3)市民の交流活動の促進に関すること。(4)市民の文化芸術活動の促進に関すること。(5)市民の読書活動の促進に関すること。(6)前各号の業務に支障のない限りその他の利用に供すること。

次の25ページをお開きください。

利用者の心得としまして第7条に、利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。許可以外の目的に利用しないこと。許可を受けずに物品の販売等を行わないこと。所定の場所以外で火気を使用しないこと。(4)危険物を持ち込まないこと。(5)利用終了後は、利用者の負担において施設を

原状に回復するとともに、清潔の保持及び整理整頓に努めること。

第9条です。

公共スペースの利用時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

休館日、第10条、公共スペースの休館日は、12月29日から翌年の1月4日までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時の開館日又は休館日を設けることができる。

27ページの附則です。

先ほどもありましたけども、施行期日なんですけど、ここにつきましても、平成30年1月5日から施行するということで変更をしようというふうに考えております。2、この規則の規定による公共スペースの利用の許可及び制限に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

このような内容で管理規則を制定しようというふうに思っております。

以上、よろしく願いいたします。

榎委員長 何か今の点に関してご質問ないでしょうか。

大部 蘭委員長職務代理者 管理は教育委員会がして、このTENAMUビルに管理者というか、誰か管理する方を置くんですか。

日高社会教育課長 今のところは直営、教育委員会が管理することにしてはしておりますが、運営については委託をしようというふうに思っています。委託の業者等が管理者を置いて、ここに運営、企画をする方を置こうと考えております。

榎委員長 ほかに何かご質問ないでしょうか。

中屋敷教育長 よろしいですか。

榎委員長 はい。

中屋敷教育長 収益を上げてもいいんですかね。

日高社会教育課長 この管理規則を制定する際に総務課のほうと協議をしたんですが、その際に問題ないということで回答を得て、今私たちが構想している公民館との差別化を図るためには、そういうことも運営の中ではやっていきたいというふうには考えているところです。

中屋敷教育長 そうですよ。それをしないと変わらないですよ。

それと、政治活動で使う場合はどうなのでしょう。

日高社会教育課長 政治活動でこの場を使う理由についてなんですけども、出馬を表明した段階、届け出前では政治活動とみなすことで公の施設は使えない。ただし、個人演説、政党演説会というもう届け出をした後選挙活動をするという場合は、公の施設は公職選挙法の第161条で会場として使用できるというふうになっております。

今回、このTENAMUビル公共スペースについてなんですけども、公民館の場合は、社会教育法の第23条第2項なんですけども、公民館の運営方針といたしまして、「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を行ってはならないというふうに制限がかかっております。それによって小林の公民館設置条例施行規則にあります利用者の心得の中に「政治的又は宗教的活動を行わないこと。」という文言が入っているところがございます。

今回、このTENAMUビルについては、その文言は入れておりません。というのが、今の社会教育法という、こういう関連の制限する内容の法律がこの施設に関しましては見当たらないということと、TENAMUビルの使用については、柔軟な利用の施設ということで縛りをつけない、制限をかけないという施設にしたいということがあります。

ただし、あくまでも公共スペースにおいては、先ほどのように、会議規則であります第3条、公共スペースで行う業務1から5項目に挙げておりますけども、この業務を行う施設であるということから、その業務を行うことを優先させるということで、許可をする段階で判断をしていこうというふうに思っております。

中屋敷教育長 駅前の交流センターは公の施設でいいんですかね。

日高社会教育課長 公の施設です。

中屋敷教育長 そうしたときに、あそこはどういうスタンスなんですか。

日高社会教育課長 あそこは貸し館を主にする施設というふうに聞いております。

中屋敷教育長 だから、政治的、宗教的な集まりというのはできるんですか。

日高社会教育課長 公の施設なので、公職選挙法161条では使用する会場としては入って

います。

中屋敷教育長 許可するということですか。

日高社会教育課長 はい。

ちなみに、みやざきアートセンター、それから日南の創客創人センター、これについては条例で定めているんですが、政治的、宗教的な活動についての項目はありませんでした。みやざきアートセンターに尋ねたところ、今までそういう許可をしたかどうかということを確認したんですけども、アートセンターでは、一度政党の意見交換会、1つの政党だけ、1つの個人演説ということではなく、いろんな政党の集まりの意見交換会ということで一度貸し館をしたことがあるという回答を得ております。

中屋敷教育長 規則については出てこないの、ここは議案として協議してもらいましたけども、そのもう一つ下の内規的なものがまだちょっと固まっていないところですので、これについては、また整理してご説明するというところでよろしいでしょうか。

槇委員長 わかりました。

よろしいですか。

それでは、TENAMUビル公共スペース管理規則についてご承認いただけますでしょうか。(はい)

ありがとうございます。

槇委員長 続きまして、議案第43号小林市地域との協働による新たな学校モデル研究協議会設置要綱の一部改正について、お願いいたします。

教育部長 議案第43号小林市地域との協働による新たな学校モデル研究協議会設置要綱の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

これについては、第3条第1項の11人以内を13人に改めるものでございます。表の右側部分の細野小学校PTA会長、それから細野中学校PTA会長を新たに入れさせていただきたいということで、要綱の一部を改正するものでございます。以上です。

槇委員長 はい。ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。

中屋敷教育長 補足よろしいでしょうか。今度学校訪問に行ってくださいけども、2年間のモデルで、PTA会長さんが変わったものですから、継続していてもら

う方が2人増えたということです。宮崎県が日本一の読書県というのをうたっていて、河野知事が全国大会か何かで発表をされるそうです。その中の一つとして、細野小中学校の取り組みを話したいということでした。先導的な取り組みなのかなと思っているところです。先日、会がありましたけども、非常に地域の方も積極的に意見を出していただいて、図書館を開くことによって読書力が子どもも地域の方も増えていくというような事を色んな関わり方をしていただいていると思ったところです。また、今度学校訪問の時に見ていただければと思います。

槇委員長 ありがとうございます。何かご質問ないでしょうか。

大部 薫委員長職務代理者 今度会長さんが新しく2名入るという事ですね。会長が都合が悪い時は、副会長が委員になることもあるのですか。

中屋敷教育長 これはですね、2名は小中学校のPTA会長さんです。

大部 薫委員長職務代理者 ということは、その時になられた会長さんが委員にあがってくるんですかね。会長さんが役職であがってくるんですね。

中屋敷教育長 そういうことです。

槇委員長 それでは、議案第43号について承認いただけますでしょうか。(はい) ありがとうございます。

槇委員長 これで議案は全て終わりたいと思います。

それでは、平成29年度第6回の小林市教育委員会定例会を終わりたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

閉会 : 16:40

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調製職員
